

令和3年度 第2回差別事象検討小委員会

日 時 令和4年3月23日(水) 午後2時～3時
場 所 とりぎん文化会館 2階 第5会議室

1 開 会

2 挨 拶

3 議 事

- (1) 会議の公開、非公開について
- (2) 市町村等から報告のあった差別事象について

4 その他

5 閉 会

鳥取県人権尊重の社会づくり協議会 差別事象検討小委員会

【委員】

任期：令和3年4月1日から令和5年3月31日まで

氏名	所属・活動等	出欠
あらます 荒益 まさのぶ 正信	前鳥取県人権教育アドバイザー	○
いけたに 池谷 ちえ 千恵	鳥取看護大学、鳥取短期大学ヘルスサポートセンター 専任カウンセラー	×
きたむら 北村 ひでのり 秀徳	公立鳥取環境大学、鳥取短期大学非常勤講師	○
なかい 中井 ひろし 浩	鳥取県ケータイ・インターネット教育推進員	○
まつだ 松田 ひろあき 博明	大山町人権交流センター所長	○
やまもと 山本 まさき 真輝	鳥取市民総合法律事務所 弁護士	○

6名：(50音順)

【事務局】

氏名	所属・職名	備考
小林 靖尚	人権局 局長	
宮田 晴江	人権局 人権・同和対策課長	
長池 真由美	人権局 人権・同和対策課 同和対策担当 課長補佐	
西垣 卓宏	教育委員会事務局 人権教育課 学校教育担当係長	

【差別事象検討小委員会の概要】

差別事象への対応の検討をより一層進めるため、平成23年12月に鳥取県人権尊重の社会づくり協議会の小委員会として差別事象検討小委員会を設置している。

- 目的： 鳥取県内で発生した同和問題など人権に係る差別事象の正確な実態把握と原因や背景の分析及び対応策並びに今後の効果的な啓発方法の検討を行う。
- 位置づけ： 人権課題について広くかつ専門的に議論いただいている鳥取県人権尊重の社会づくり協議会の小委員会と位置づける。
- 委員： 近年の新たな人権問題であるインターネット上の人権問題に詳しい委員や、現場に密着した法律家、活動の実践者や有識者で構成するとともに、活動に機動性を持たせるため、26名の協議会委員のうちの一部の委員で組織する。
- その他： 検討結果を上部の組織である協議会へ報告する。

○鳥取県人権尊重の社会づくり条例

平成8年7月9日
鳥取県条例第15号

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であり、人間として尊重され、基本的人権の享有が保障されなければならない。これは、人類普遍の原理であり、自由と正義と平和の基礎であり、かつ、法の下での平等及び基本的人権の保障を定めた日本国憲法の本質にかんがうものである。

この理念の下に、お互いの人権が尊重され、誇りをもって生きることが出来る差別と偏見のない社会が実現されなければならない。

ここに、我々鳥取県に暮らすすべての者は、豊かな自然に抱かれ、歴史と文化を育んできたふるさと鳥取の地で、共に力を合わせてこの使命を達成することを決意し、真に人権が尊重される社会とするため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、人権尊重に関し、県、市町村及び県内に暮らす全ての者の果たすべき責務を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定めることにより、人種、国籍、民族、信条、年齢、性別、性的指向、性自認、障がい、感染症等の病気、職業、被差別部落の出身であることその他の事由を理由とする差別その他の人権に関する問題(以下「人権問題」という。)への取組を推進し、差別のない真に人権が尊重される社会づくりを図ることを目的とする。

(県の責務)

第2条 県は、前条の目的を達成するため、人権尊重の社会づくりに関する施策(以下「人権施策」という。)を積極的に推進するとともに、県行政のあらゆる分野で人権に配慮し、人権尊重の社会的環境づくりと人権意識の醸成及び高揚を促進しなければならない。

- 2 県は、人権施策を推進するに当たっては、国、市町村及び関係団体と連携協力しなければならない。
- 3 県は、市町村が実施する人権施策について、必要な助言その他の支援を行うものとする。

(市町村の責務)

第3条 市町村は、県が実施する人権施策に協力するとともに、自らの行政分野で人権尊重に配慮し、人権意識の醸成及び高揚に努めなければならない。

(県内に暮らす全ての者の責務)

第4条 県内に暮らす全ての者は、相互に人権を尊重し、自らが人権尊重の社会づくりの担い手であることを認識し、人権意識の向上に努めるとともに、県が実施する人権施策に協力しなければならない。

(県、市町村及び県内に暮らす全ての者の相互の協力等)

第5条 県、市町村及び県内に暮らす全ての者は、真に人権が尊重される社会を実現するため、職域、学校、地域、家庭その他の様々な場において、相互に協力しながら、あらゆる差別の解消に取り組むものとする。

(基本方針)

第6条 知事は、人権施策の総合的な推進を図るため、人権施策の基本となるべき方針(以下「人権施策基本方針」という。)を定めるものとする。

- 2 人権施策基本方針は、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 人権尊重の基本理念
- (2) 人権教育及び人権啓発に関すること。
- (3) 差別実態の解消に向けた施策に関すること。
- (4) 相談支援体制に関すること。
- (5) 人権施策の推進に資する調査に関すること。
- (6) 第2号から前号までに掲げるもののほか、人権尊重の社会づくりのための重要な施策に関すること。
- (7) 人権問題における分野ごとの施策に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、人権施策を推進するために必要な事項

(差別のない社会づくりの推進)

第7条 何人も、職域、学校、地域、家庭その他の様々な場において、第1条に掲げる事由を理由とする次に掲げる行為(インターネットを通じて行う行為を含む。以下この条において「差別行為」という。)をしてはならない。

- (1) 誹謗中傷、著しく拒絶的な対応、不当な差別的言動その他の心理的外傷を与える行為
- (2) いじめ又は虐待
- (3) プライバシーの侵害
- (4) 不当な差別的取扱い

2 県は、差別行為を防止するため、人権に関する正しい知識の普及による偏見の解消をはじめ、必要な人権教育及び人権啓発を積極的に行うものとする。

3 県は、差別行為を受けた者に対して、次条の規定による相談対応その他必要な支援を行うものとする。

4 県は、差別行為の防止のための施策を効果的に実施するため、差別行為の実態の把握並びに必要な情報の収集及び分析を行うものとする。

(人権に関する相談)

第8条 知事は、人権尊重の社会づくりを推進するため、人権相談窓口(県民の人権に関する各般の問題につき、相談に応じるとともに、相談をした者(以下「相談者」という。)への支援を行うための窓口をいう。以下同じ。)を設置する。

2 知事は、人権相談窓口において人権に関する相談を受けたときは、専門的知見を活用しながらその相談に応じるとともに、その当事者の相互理解と自主的な取組による解決を促進するため、次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 相談者への助言
- (2) 国、県、市町村等が設置する相談機関(人権に関する相談、助言、苦情処理等を専門的に行う機関をいう。)その他の関係機関(以下単に「関係機関」という。)の紹介
- (3) 関係機関と連携した相談者の支援
- (4) その他相談者及び関係機関に対する必要な支援

3 知事は、前項の支援を円滑に行うため、関係機関との緊密な連携の確保に努めるものとする。

4 前3項に定めるもののほか、人権相談窓口の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(鳥取県人権尊重の社会づくり協議会)

第9条 人権施策基本方針その他人権施策に県内に暮らす全ての者の意見を反映させるため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、鳥取県人権尊重の社会づくり協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

2 知事は、人権施策基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ、協議会の意見を聴くものとする。

3 協議会は、人権尊重の社会づくりに関する事項に関し、知事に意見を述べることができる。

第10条 協議会は、委員26人以内で組織する。

2 委員は、人権に関し学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成8年8月1日から施行する。

附 則(平成21年条例第14号)

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例の一部改正)

2 鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例(平成19年鳥取県条例第38号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(令和3年条例第12号)

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(鳥取県附属機関条例の一部改正)

2 鳥取県附属機関条例(平成25年鳥取県条例第53号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

○鳥取県人権尊重の社会づくり協議会規則

平成8年7月26日
鳥取県規則第56号

(趣旨)

第1条 この規則は、鳥取県人権尊重の社会づくり条例(平成8年鳥取県条例第15号)第10条第5項の規定に基づき、鳥取県人権尊重の社会づくり協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第2条 協議会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第3条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、在任委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(小委員会)

第4条 協議会に、専門の事項を調査検討させるため必要があるときは、小委員会を置くことができる。

2 小委員会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 前2条の規定は、小委員会に準用する。

(意見の聴取)

第5条 協議会及び小委員会は、必要があると認めるときは、議事に関し専門的な知識を有する者に対して、出席を求めて意見を聴き、又は意見書の提出を求めることができる。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

附 則

この規則は、平成8年8月1日から施行する。

附 則(平成21年規則第19号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(令和3年規則第14号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

○鳥取県情報公開条例(抄)

第4章 情報公開の一層の推進

(情報公開の一層の推進)

第34条 実施機関は、この条例の目的にかんがみ、公文書の開示をするほか、県民に対し、必要な情報を分かりやすく、積極的に提供するよう努め、情報公開の一層の推進を図るものとする。

(情報提供施策の充実等)

第35条 実施機関は、県民が県政に関する情報を迅速かつ容易に得られるよう、広報及び広聴の活動の充実、刊行物その他の資料の積極的な提供、情報通信技術を活用した多様な媒体による情報提供の推進等により情報提供施策の充実に努めるものとする。

(計画等の積極的な公開)

第36条 実施機関は、重要な計画、事業等について、進行状況その他の情報の公開を積極的に行い、県民の理解と協力を深めるよう努めるものとする。

(会議の公開)

第37条 実施機関の附属機関その他これに類する会議は、公開するものとする。ただし、法令等の規定により公開することができないとき及び次に掲げる場合であつて当該会議で非公開を決定したときは、この限りでない。

(1) 非開示情報が含まれる事項について審議、審査、調査等を行う会議を開催する場合

(2) 会議を公開することにより、当該会議の公正又は円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

2 知事は、会議の公開に関し準拠すべき指針を定め、これを公表するものとする。

○審議会等の会議の公開に関し準拠すべき指針

平成 12 年 3 月 31 日
鳥取県告示第 218 号

鳥取県情報公開条例(平成 12 年鳥取県条例第 2 号)第 37 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり会議の公開に関し準拠すべき指針を定めたので、告示する。

審議会等の会議の公開に関し準拠すべき指針

1 趣旨

この指針は、鳥取県情報公開条例(平成 12 年鳥取県条例第 2 号。以下「公開条例」という。)第 37 条第 2 項の規定に基づき、実施機関の附属機関その他これに類する会議(以下「審議会等」という。)の公開に関し必要な事項を定めるものとする。

2 対象となる審議会等

この指針の対象となる審議会等は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき設置された附属機関及びこれに類する会議とする。

3 会議の公開

審議会等の会議は、公開とする。ただし、法令又は条例(以下「法令等」という。)の規定により公開することができないとされているとき及び次のいずれかに該当する場合であって 4 により当該会議で非公開を決定したときは、この限りでない。

- (1) 公開条例第 9 条第 2 項各号に掲げる情報が含まれる事項について、審議、審査、調査等を行う場合
- (2) 会議を公開することにより、当該会議の公正又は円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

4 例外として会議を非公開とする場合の手続等

- (1) 審議会等の長は、当該審議会等の会議が 3 の(1)又は(2)に該当する場合(当該会議中に 3 の(1)又は(2)に該当するに至った場合を含む。)であって、当該会議を非公開とすることが適当であると認めるときは、当該会議に諮って非公開の決定を行うものとする。
- (2) 審議会等は、(1)により会議の非公開を決定しようとする場合において、3 の(1)又は(2)に該当する部分とそれ以外の部分を分割して審議することができるときは、当該 3 の(1)又は(2)に該当する部分に係る会議のみについて非公開の決定をし、それ以外の部分に係る会議は、公開しなければならない。
- (3) 審議会等は、その会議の全部又は一部を非公開とすることを決定したときは、その理由を明らかにしなければならない。

5 公開の方法等

- (1) 審議会等の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴を認めることにより行う。
- (2) 審議会等は、会議の傍聴を認める者の定員をあらかじめ定めるとともに、傍聴者全員が傍聴することのできる傍聴席を設けなければならない。
- (3) 審議会等は、会議の傍聴者が会議資料を閲覧できるようにしなければならない。
- (4) 審議会等は、会議を公開するに当たっては、会議が公正かつ円滑に行われるよう、傍聴に係る手続及び遵守事項を定めるものとする。

～ 以 下 略 ～

○審議会等の会議の公開に関し準拠すべき指針の解釈及び運用について

平成12年4月1日制定
総務部長通知
平成15年2月25日改正
総務部長通知
平成25年3月23日改正
未来づくり推進局長通知
平成25年11月18日改正
未来づくり推進局長通知
令和元年7月5日改正

1 指針の趣旨について

審議会等の会議は、県の各種施策の企画立案又は執行の過程において重要な役割を果たしていることから、鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号。以下「条例」という。）第37条第1項において会議の公開について規定し、会議における審議等の状況を明らかにすることにより、県民参加による開かれた公正な県政を推進することとしている。条例37条第2項の規定により規定された審議会等の会議の公開に関し準拠すべき指針（平成12年鳥取県告示第218号。以下「指針」という。）は、その基本方針を示したものである。

2 対象となる審議会等について

- (1) 指針2の地方自治法第138条の4第3項の「附属機関」とは、鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条の規定により設置された附属機関をいう。
- (2) 指針2の「これに類する会議」とは、(1)以外に実施機関が設置する審議、審査、調査等を行うため、県民、学識経験者等を構成員とする会議をいい、実施機関の内部会議、事業関係者等との打ち合わせ会議等は含まない。

3 会議の公開について

条例第9条第1項では、県の保有する公文書の公開を定めている。ただし、同条第2項により法令等の規定により公開することができないときなどについては、公文書の開示をしないこととしている。審議会等の会議についても、条例第37条第1項により、これを原則公開とし、ただし、法令等の規定により公開することができないときなど一定の場合には、当該会議を非公開とすることとしている。指針3は、そのことを確認したものであり、その趣旨は次のとおりである。

- (1) 指針3の法令等の規定により会議を公開することができない場合における法令等とは、法律、政令、省令及び条例をいう。審議会等は法令等を遵守する義務があり、それらに公開することができないことが定められている場合には、当該会議を公開することができないことを確認したものである。
- (2) 指針3の(1)は、条例第9条第2項各号に定める情報（以下「非開示情報」という。）に該当すると認められる事項について審議等を行う場合であって、当該会議で公開しないと決定したときは、非公開とすることとしたものである。これは、公文書の開示請求においては開示しないとされている事項について公開の場で審議等を行うことは、条例の趣旨に反し適当ではないためである。その非公開の決定は公文書の場合と同様厳格に行い、その決定は真にやむを得ない理由がある場合に限られる。
- (3) 指針3の(2)は、会議における公正かつ円滑な議事運営を確保するため、必要な場合には、公開しないというものである。これは、審議事項等の内容によっては、会議を公開した場合に、審議妨害や委員に対する圧力等が加えられたり、公正又は円滑な議事運営が著しく阻害されて、その結果として県全体の利益が損なわれることがあり得るためである。したがって、議事運営に著しい支障が生じることが相当確実に予想される場合であって、当該会議で公開しないことを決定したときに限り適用するものであり、その運用は厳格に行う必要がある。

4 例外として会議を非公開とする場合の手續等について

- (1) 指針4の(1)により、法令等の規定により公開できないときを除き、会議の非公開は、当該審議会等がその会議において決定しなければならないとしている。これは、審議会等としての独立性を尊重するとの観点から、審議等の結果に一義的な責任を有する当該審議会等が自らの責任において決定すべきであるためである。
- (2) 指針4の(2)により、一つの会議で公開する部分と非公開とする部分を分割して審議することができる場合は、非公開とする部分に係る会議のみについて非公開の決定をし、それ以外の部分の会議については公開しなければならないとしている。これは、会議のうち非公開とする部分以外については、原則公開の立場から、公開しなければならないというものである。
- (3) 指針4の(3)により、審議会等が会議を公開しないことを決定した場合は、その理由を明らかにしなければならないとしている。これは、審議会等がその会議を非公開とすることについて責任を持って判断したことを明らかにするとともに、その判断の公正さを担保しようとするものである。
- (4) 会議の非公開の決定に当たっては、次により行うこととする。
 - ア 新たに設置される審議会等については、最初の会議において決定するものとする。
なお、非公開の決定は、審議会等が、非公開とする場合の事務の内容又は審議事項等及び非公開とする理由を明らかにした上で行わなければならない。
 - イ 非公開に関して決定された内容については、文書で明らかにしておくこととする。
 - ウ 非公開を決定した後に新たに審議する事項が追加される等の理由により、新たに非公開の決定を行うべき事情が生じたときは、審議会等は、その都度、会議において非公開を決定しなければならない。
 - エ 一つの会議で公開する部分と非公開とする部分が存することとなる場合は、原則として公開とする部分の審議が終了してから非公開とする部分の審議を行うものとする。
 - オ 実施機関は、非公開の決定について、県民課に報告することとする。

～ 以 下 略 ～

報告の概要(令和3年8月～令和4年3月報告分)

1 部落の場所を問い合わせる電話

発生日時	令和4年1月21日(金) 16時23分頃から3分間程度
発生場所	鳥取市人権政策局人権推進課
内 容	<p>○鳥取市役所コールセンターに30～40歳代と思われる女性から入電。人権推進課へつないで欲しいとのことで、人権推進課に電話が転送された。</p> <p><人権推進課職員との電話内容></p> <p>相手：■■(鳥取市内の小校区)に部落はありますか？</p> <p>職員：どういう理由でお知りになりたいのか、教えていただけませんか。</p> <p>相手：転居をしようと思っていて。■■小学校に子どもが通うかもしれないので。だって、危ないじゃないですか。知らないと・・・。</p> <p>職員：そのような問い合わせは部落差別にあたりますので、お答えできません。</p> <p>相手：人権の課が「答えられない」とか、「知らない」とかは、おかしいんじゃないですか？教えてくださいよ。知る権利があると思うんですけど。●●(鳥取市内の地名)にも部落はありますか。</p> <p>職員：そのような問合せは差別行為にあたります。お答えできません。</p> <p>相手：(無言)</p> <p>※相手の名前や住所、連絡先を確認しようとしたところ、一方的に電話を切られた。</p>
対応概要	<p>【1月21日(金)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員が上司に報告。(16:27) ・「被差別部落に関する問合せ対応要領」及び「被部落差別に関する問合せへの対応手順」に基づき、対応記録を作成。(16:30) ・鳥取市人権政策局長に報告(16:50) ・鳥取市人権推進課内で本件に関する対応記録、「被差別部落に関する問合せ対応要領」及び「被部落差別に関する問合せへの対応手順」を回覧し、職員の情報共有を図った。(17:00) <p>【2月2日(水)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本件に関する対応状況及び今後の対応方針について市長へ報告。(同日、市長 確認済み) <p>【2月4日(金)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥取県総務部人権局人権・同和対策課同和対策担当及び部落解放同盟鳥取市協議会へ本差別事象の概要について電話報告し、報告書を提出する旨を連絡。 <p><今後の対応></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「被差別部落に関する問合せ対応要領」及び「被部落差別に関する問合せへの対応手順」により、差別事象が発生した場合の対応方針を局内で周知徹底する。

2 高校生の小学生に対するガイジ発言

発生日時	令和3年11月15日（月）午後4時頃
発生場所	市街地の道路
内 容	<p>○帰宅途中の高校生と小学生とのやり取りの中で、高校生が小学生に対して「ガイジ発言」を行った。</p> <p>関係児童生徒：小学生4名、高校生7名</p> <p><発言内容></p> <p>帰宅途中の小学生が草を投げあって遊んでいたところ、その近くを通りかかった高校生に向かって、一人の児童が草を投げた。それが発端で高校生と小学生のやり取りが始まり、会話がエスカレートし、高校生が小学生に対して「ガイジ発言」を行った。</p>
対応概要	<p><発生後の高校での対応></p> <p>【11月15日（月）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校から高校に事案の報告あり <p>【11月16日（火）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校から高校に状況報告があり、小学校は当該児童に対して指導を実施 ・高校は、教員が当該生徒への聞き取りを実施 <p>【11月17日（水）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高校と小学校とが事実確認を実施 ・当該生徒の保護者に連絡 <p>【11月18日（木）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導委員会を開催し、今後の指導について協議 ・県教育委員会に報告 <p>【11月19日（金）、22日（月）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教員が当該生徒7名から聞き取り <p>【12月10日（金）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員会議を開催し、本事案について全職員で情報共有 <p>【12月13日（月）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全校集会で教頭から全校生徒に対して本事案の経緯を説明と人権教育主任による講話を行い、各教室で振り返りシートに記入 <p>【12月17日（金）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学年ごとに振り返りシートの回答を情報共有し、回答をふまえて3学期の人権教育LHRを実施することを確認 <p>【 2月 3日（木）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権教育LHRを実施 <p>内容：障がい者差別、ガイジ発言等</p> <p><今後の対応></p> <p>今後も、教育活動全体を通じて、障がいがあるなしに関わらず、人に対する言葉かけの大切さと自他の違いを認められる生徒の育成をめざして人権教育に取り組んでいく。</p>

差別事象検討小委員会に報告された部落差別事象の件数

年 度	件 数	差 別 事 象 の 内 容						
		結 婚	就 職	発 言	落 書	投 書	その他	(その他の内容)
H12	26			14	10	1	1	・ホームページへの差別文書（電子メール）
H13	14			9	4	1		
H14	24			5	15	2	2	・電話での地区の問い合わせ
H15	26			14	10		2	・電話での不動産取引についての問い合わせ
H16	16			3	11		2	・ホームページの差別文書（電子メール） ・電話での地区の問い合わせ
H17	18				15	1	2	・電話での地区出身の問い合わせ ・感想文
H18	5			1	4			
H19	14			1	6	1	6	・電話による地区の問い合わせ（2件） ・同和地区を差別し個人を誹謗する差別文書の配布（3件） ・差別張り紙
H20	7				6		1	・土地売買に関する地区の問い合わせ
H21	4			1	3			
H22	11			3	4	1	3	・電話による地区の問い合わせ（3件）
H23	7			2	2		3	・電話による地区の問い合わせ（2件） ・差別文書の送付（1件）
H24	9			5	3		1	・差別文書の送付
H25	4			1	2		1	・人権侵害記載封筒の投棄(1件)
H26	3			1	1		1	・電話による地区の問い合わせ
H27	2						2	・電話による地区の問い合わせ(2件)
H28	4			1	2		1	・電話による地区の問い合わせ
H29	6			2	1		3	・土地売買に関する地区の問い合わせ ・行政ホームページ意見フォームへの書込み（2件）
H30	2						2	・電話による差別発言 ・ホームページ意見フォームへの書込み
R1	2			1			1	・電話による地区の問い合わせ
R2	6			1	1		4	・電話による地区の問い合わせ（2件） ・電話による地区に関する発言（2件）
R3	1			1				※第1回報告分（事案発生は令和2年度）
	1						1	・電話による地区の問い合わせ
総 計	212	0	0	66	100	7	39	

（注）この資料は、市町村が把握し、県に報告があったものであり、県内で発生した全ての差別事象を記載したものではない。